

令和元年度決算に基づく
健全化判断比率及び
資金不足比率報告書

諫早市

健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付して、下記のとおり報告します。

令和2年9月25日

諫早市長 宮本明雄

記

1 健全化判断比率（法第3条関係）

（単位：％）

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
諫早市の指標	—	—	7.2	—

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」は、赤字額が生じなかったことを示している。

※将来負担比率の「—」は、負担比率が生じなかったことを示している。

（参照）

早期健全化基準	11.65	16.65	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

2 資金不足比率（法第22条関係）

（単位：％）

区 分	水 事 業 会 計	工 業 用 水 道 工 事 業 会 計	下 水 道 工 事 業 会 計
諫早市の指標	—	—	—

※資金不足比率の「—」は、資金不足額が生じなかったことを示している。

（参照）

経営健全化基準	20.0	20.0	20.0
---------	------	------	------

2 諫監第73号
令和2年9月2日

諫早市長 宮本 明雄 様

諫早市監査委員 谷 口 啓
諫早市監査委員 森 口 恭 子
諫早市監査委員 北 坂 秋 男

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の
基礎となる事項を記載した書類の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、その結果について次のとおり提出します。

健全化判断比率等審査意見書

1 審査の対象

令和元年度決算に基づく、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年8月4日から令和2年9月2日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和元年度	参 照		
		早期健全化基準	財政再生基準	平成30年度
①実質赤字比率	—	11.65	20.00	—
②連結実質赤字比率	—	16.65	30.00	—
③実質公債費比率	7.2	25.0	35.0	7.6
④将来負担比率	—	350.0	—	—

(備考)

- ・実質赤字比率の「—」は、実質赤字額がないことを示す。
- ・連結実質赤字比率の「—」は、連結実質赤字額がないことを示す。
- ・将来負担比率の「—」は、負担比率が生じなかったことを示す。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

区 分	令和元年度	参 照	
		経営健全化基準	平成30年度
①水道事業会計	—	20.0	—
②工業用水道事業会計	—		—
③下水道事業会計	—		—

(備考)

- ・資金不足比率の「—」は、資金不足額がないことを示す。